

防犯カメラ設置業務委託 仕様書

1 件名

防犯カメラ設置業務委託

2 内容

街頭防犯カメラ(以下「防犯カメラ」という。)の設置

3 目的

市内の主要道路上に防犯カメラを設置することで、市民の安全で安心な生活を確保する。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 設置台数

4 台

6 設置箇所

1. 上野町地内交差点 信号機電柱
2. 港町地内交差点 信号機電柱
3. 野地町地内交差点 信号機柱
4. 矢浜三丁目地内交差点 信号機柱

なお、詳細な設置箇所については別紙設置場所一覧を参照のこと。

7 契約の範囲

受注者は、次の業務を行うものとする。

1. 防犯カメラ及び録画装置の設置及び設定、並びに映像確認用モニターの納入
2. 電源の新設(機器の設置、設定及び工事に要する費用を含む。)
3. 道路占用に係る許可の手続
4. 動作確認及び試験
5. 発注者の職員に対する操作説明
6. 前各号に付随する一切の業務

8 機器の仕様

8-1 機器の性能

次に示す機器と同等以上の機能及び性能を有する新品とする。

区分	基準とする機器
防犯カメラ	IPC-232EV4
録画装置	OR-1080IP
映像確認用モニター	EVICIVJ03

なお、同等品を使用する場合は、事前に機器の仕様書等を提出し、発注者の承認を受けること。画素数、夜間撮影の可否、記録容量などの数値要件は、基準機器の仕様書を確認のうえ記載すること。

8-2 機器に必要な条件

1. 屋外に設置するため、全天候型で高耐久のものであること。
2. 録画装置は、パスワードの設定等により、第三者が容易に画像を閲覧、抽出、保存及び再生できない措置が講じられていること。
3. 録画装置及び記録媒体は、施錠等により、第三者が容易に取り出せない措置が講じられていること。
4. 録画機は最新の映像を継続して録画できるよう、データ容量が上限に達した後は、古いデータから自動的に上書きされていくものであること。

8-3 録画及びデータの取出し方式

1. 映像は録画装置に録画する方式とし、クラウドへの録画は行わない。
2. 録画データは、録画装置に有線接続して取り出す方式とする。
3. 録画データは、MP4 形式のファイルとして取り出せること。取り出したデータは、発注者の職員のパソコンで、一般的な動画再生ソフトにより再生できること。

9 設置工事の条件

1. 受注者は、工事に先立って現地調査を行い、設置箇所や電源の取り方について記載内容と相違があった場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。
2. カメラは、既存の電柱に設置するものとする。
3. 電源は新設とし、その工事に係る費用は契約金額に含むものとする。
4. 道路占用及び電柱の共架に係る許可の手続は、受注者が行うこと。その他の事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議すること。
5. 受注者は、工事の着手、施工及び完成に当たり、官公庁等への必要な届出手続を遅滞なく行うこと。
6. 受注者は、工事中、一般的な安全対策を講じ、通行者及び近隣住民に迷惑を及ぼさないようにすること。

7. 工事の実施日時は、事前に発注者と協議すること。

10 完了報告事項

1. 受注者は、設置完了後、次の事項が確認できる資料(撮影画像、写真、画面の記録等)を添えて、完了を報告すること。
 - カメラの映像がノイズ等なく正常に映っていること
 - 録画装置に映像が録画されていること
 - 録画データを有線接続により取り出せること
2. 発注者は、前項の報告を受けて、立会いによる検査・確認を行う。
3. 検査・確認を合格した時点をもって引渡しとする。

11 操作説明

受注者は、機器の接続後、発注者の職員に対し、機器の取扱い及び注意事項について説明を行うこと。

12 保証

引渡しの日から1年間は、受注者の責任に属する不良が生じた場合、無償で修理又は交換を行うこと。ただし、メーカー保証が1年を超える場合はその期間とする。

13 費用の負担

1. 機器の設置、設定、電源の新設、試験、検査及び申請手続(道路占用の許可を含む。)に必要な費用は、契約金額に含むものとする。
2. 設置後の電気料金、通信費その他運用に係る費用は、発注者が負担する。
3. 本仕様書に明記がなくても、設置にあたって必要となる費用は、受注者の負担とする。

14 提出書類

受注者は、次の書類を提出すること。

1. 着手届及び現場代理人等選任通知書
2. 業務計画書(作業体制及び安全管理の内容を含む。)
3. 使用機器の仕様書(型番が分かる品目表。同等品を使用する場合は、その承認申請書)
4. 完了報告書
5. その他発注者が必要と認める書類

15 その他

1. 受注者は、業務の遂行に当たり、関係法令を遵守すること。
2. 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
3. 設置作業等における軽微な変更は、仕様変更の対象としない。
4. 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。

別紙 設置場所一覧

番号	設置場所	設置する電柱(種別)	備考
1	尾鷲市上野町地内 国道42号線上	信号機柱	
2	尾鷲市港町地内 県道中井浦九鬼線上	信号機柱	
3	尾鷲市野地町地内 県道尾鷲港尾鷲停車場線上もしくは市道坂場銀杏町線上	信号機柱	
4	尾鷲市矢浜三丁目地内 県道中井浦九鬼線上	信号機柱	